

景観形成地区基準

(16) 北大阪健康医療都市地区

a.建築物

景観形成地区基準	チェック	備考
1.全体計画・配置等		
(1)良好な景観の形成を図り、また周辺景観に配慮し、全体的にまとまりのある計画とする。		
(2)周辺に与える圧迫感、突出感を軽減し、緑化を図る空地を確保するなど、敷地境界線から後退した計画とする。		
(3)道路沿いの歩行者空間は、健康づくりなどにも資する緑豊かなものとし、連続性に配慮する。		
(4)照明灯等のデザインや配置等は、夜間景観に配慮し、適度な明るさとやすらぎや安心感を高めるよう工夫する。		
(5)敷地内のサインは、集合化やデザインを統一するなど、景観に配慮したものとする。		
2.形態意匠及び素材		
(1)鉄道や幹線道路からの景観に配慮し、建築物の裏側を感じさせないデザインとする。		
(2)圧迫感や単調感を和らげるため大壁面は、外壁面の意匠や分節化等を工夫をする。		
(3)設備類は隠蔽する、見えにくい位置に配置する、デザインの要素として扱うなどの考慮をする。		
(4)外壁のアクセントカラー以外の色彩は、低彩度色を使用する。		
(5)自然素材など風合いのある材料の仕様に努める。		
3.敷地		
(1)道路空間と調和のある仕上げ材を使用し、ゆとり・ひろがり・隣地とのつながりを演出する。		
(2)道路際はできる限り緑化するものとし、地域に潤いを与えられるよう中高木を積極的に配置する。		
(3)緑の連続性、量感を考慮し、四季を演出し、地域の個性を豊かにするものとする。		
(4)フェンス等を設ける場合は、できる限り道路から控えた位置とし、落ち着いた色彩とする。		
(5)道路際の照明灯等のデザインなどを工夫し、夜間景観に配慮する。		
4.駐車場・駐輪場		
(1)建築物との一体化やデザインの統一を図る。		
(2)道路や敷地境界からできる限り後退し、植栽等により直接見えない工夫をする。		

景観形成地区基準

(16) 北大阪健康医療都市地区

a.建築物

景観形成地区基準	チェック	備考
5.ごみ置場・付帯施設等		
(1) 建築物との一体化やデザインの統一を図る。		
(2) 道路や敷地境界からできる限り後退し、植栽等により直接見えない工夫をする。		
(3) 設備類は隠蔽する、見えにくい位置に配置する、デザインの要素として扱うなどの考慮をする。		
6.植栽		
樹木の配置及び樹種の構成を考慮して緑化する。		

b.工作物

景観形成地区基準	チェック	備考
1.擁壁		
(1) 周辺景観に配慮した、仕上げ及び高さに対する見え方について工夫する。		
(2) 道路際の擁壁は、植栽空間の確保や垂直緑化などにより、できる限り単調さや圧迫感を低減するよう配慮する。		
2.デッキ等		
(1) 周辺に配慮したデザインとし、色彩は建物、周辺環境に配慮する色彩を用いる。		
(2) 屋根は圧迫感のないデザインとなるように工夫する。		

c.開発行為

景観形成地区基準	チェック	備考
1.緑化		
周辺の景観に配慮し、良好な景観とするため、樹木の配置及び樹種の構成を考慮して緑化する。		
2.造成計画		
(1) 周辺の景観に配慮した造成計画とする。		
(2) まちかど広場等、交流が図れる潤いある開放的な空間の創出を図る。		